

議案第96号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年12月12日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年12月17日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条～第2条 略  (助成) 第3条 略 2～4 略 5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号） <u>第41条第6項</u> に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限とする。 6～9 略  第4条以下 略	第1条～第2条 略  (助成) 第3条 略 2～4 略 5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令（大正15年勅令第243号） <u>第79条第5項</u> に規定する <u>厚生労働大臣</u> の定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限とする。 6～9 略  第4条以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。